

平成23年9月8日

【会員企業名】

【代表者名】

社団法人不動産協会
理事長 木村 恵司

不動産取引からの暴力団等反社会的勢力排除対策の徹底について

不動産協会においては、不動産取引からの反社会的勢力の排除について真摯に取り組んでまいりましたが、今般、都道府県における「暴力団排除条例」の施行という状況に鑑み、会員企業の不動産取引に関し、当協会理事会において「反社会的勢力排除条項例（売買契約・賃貸借契約）」を決定致しました。

反社会的勢力の排除は大変重要な問題であるため、会員企業におかれましては、不動産取引の契約書に本条項例を参考に反社会的勢力排除のための条項を導入し、反社会的勢力排除の取組をさらに推進していただくようお願い致します。